

年末年始時における道路工事及び道路占用工事の抑制方針

1 道路工事及び道路占用工事等の抑制期間

令和7年12月20日(土)から令和8年1月4日(日)まで

上記年末年始時の期間における三鷹市内の各道路（市道及び市が管理する道路）の道路工事および占用工事（沿道区域内における建築工事に伴う道路占用工事を含む。以下「工事」という。）については、その着手は行わず、また施工中の工事を中止すること。

2 工事中止箇所の取扱い

工事抑制期間中に工事を中止する箇所については、次のとおりそれぞれの措置を特に強化させ、必要に応じ道路管理者および所轄警察署長が確認するとともに、その他必要な指示をして工事中止期間中一般交通に開放すること。

(1) 工事中止箇所の補修等

工事中止箇所は、常に道路標識および道路標示の点検、路面損傷部の補修並びに現場の清掃を十分行うこと。

(2) 掘削跡の仮復旧

掘削跡の本復旧が不可能な場合は、道路管理者の指示する仮復旧をすること。

(3) 覆工板による交通開放

復旧が困難でやむを得ず覆工板で交通開放する場合は、当該箇所を常時点検し、路面が損傷した場合は、速やかに補修をすること。

(4) 保安要員の巡回

工事中止箇所には、保安要員が常時現場を巡回し、事故防止に努めること。

(5) 突発事故に対する措置

工事中止箇所においては、応急用資器材を常時備蓄し、事故が発生したときは、ただちに応急措置を行うとともに、道路管理者および所轄警察署長並びに関係機関に報告し、その指示を受けること。

3 工事中止の特例

次の工事等は、抑制を除外する。

なお、これら以外の工事で特別の事情によるものは、道路管理者と所轄警察署長が協議のうえ、その取扱いを決定する。

(1) 道路管理者の日常行う道路の維持作業

(2) 道路法または道路交通法に基づく安全施設に関する工事

(3) 緊急（漏洩破裂事故等の修理）工事等

4 その他

- (1) 工事の施工にあたっては、年末抑制期間前に工事完了もしくは前記2の工事中止箇所の取扱いによる措置をすること。また、覆工板等により作業帯を一般交通に開放する工事については、あらかじめ抑制期間前に覆工等が完了するよう万全な工程管理を行うこと。
- (2) 沿道区域内の建築工事に伴い、コンクリートミキサー車等が道路を一時的に使用する場合については、所轄警察署長の指示を受けること。